

# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 肝属川の減災に係る取組方針

平成２８年８月１６日

肝属川水防災意識社会再構築協議会

鹿屋市・肝付町・東串良町・鹿児島県  
気象庁 鹿児島地方气象台・国土交通省大隅河川国道事務所

# 目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成機関	2
3. 肝属川の概要と主な課題	3
4. 現状の取組状況及び課題	5
5. 減災のための目標	11
6. 概ね5年間で実施する取組	12
7. フォローアップ	18

## 1. はじめに

肝属川は、鹿児島県大隅半島のほぼ中央に位置し、幹川流路延長 34 km、流域面積 485 km<sup>2</sup>の一級河川である。

大隅半島の拠点都市である鹿屋市、肝付町、東串良町では、国道220号、269号等の基幹交通施設に加え、近年では東九州自動車道、大隅縦貫道等の広域高速交通網の整備が進んでおり交通の要衝となっている。また、平地部では河川水や台地周縁部からの湧水を利用した稲作が営まれ、台地部では畜産や畑作が盛んである等、大隅地域における社会・経済等の基盤を形成しており、ひとたび洪水氾濫が起これば、物流や産業活動が停止する等の社会経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

肝属川では昭和13年（1938年）、昭和51年（1976年）の洪水で堤防からの越流氾濫や河岸の崩壊等が発生し、多くの死者や行方不明者が発生する等甚大な被害が発生した。一方で、これまでの河川改修の進捗等から、その後大きな洪水被害は発生していないため、流域住民の防災意識の低下や、自主防災組織の活動の低下、及び防災担当者の大規模洪水に対する災害対応経験の不足等が懸念される。

肝属川及び各支川の上流部には急峻な山地があり、河床勾配が急なため洪水が一気に流れ込み、特に上流部では河川の水位上昇が急激であるため、迅速な防災情報の発信と速やかな住民の避難行動が求められる。

また、肝属川の堤防は上流の一部区間を除き概ね完成しているが、南九州特有の土壌であるシラスで築造されており、水の浸透に対し脆弱で侵食されやすい特性を有している。近年は堤防決壊まで至っていないものの、堤防等の侵食及び洗掘被害が発生している。このため、堤防の強化対策を推進するとともに、確実な水防活動を実施する必要がある。

全国的にみれば、平成27年（2015年）9月関東・東北豪雨では、利根川水系鬼怒川において堤防が決壊する等、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。

この水害を契機として、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が答申された。

このような背景を踏まえ、肝属川流域においては、避難勧告等の発令を担う鹿屋市、肝付町、東串良町と鹿児島県、鹿児島地方気象台、九州地方整備局大隅河川国道事務所からなる「肝属川水防災意識社会再構築協議会」（以下「本協議会」という。）を平成28年（2016年）6月2日に設立した。

本協議会では、肝属川流域における現状の課題を関係機関と共有したうえで、肝属川流域で今後想定される大規模な洪水・氾濫等水害に負けない強い大隅地域をつくるために、防災関係機関が一丸となって、概ね5年間で取り組むハード及びソフト対策について「肝属川の減災に係る取組方針」としてとりまとめた。

## 2. 協議会の構成機関

本協議会の構成機関は、以下のとおりである

構成機関	構成委員
鹿屋市 肝付町 東串良町	市長 町長 町長
鹿児島県 土木部 鹿児島県 危機管理局	土木部長 危機管理局長
気象庁 鹿児島地方气象台	气象台長
国土交通省 大隅河川国道事務所	事務所長

### 3. 肝属川の概要と主な課題

#### 1) 流域の概要

肝属川は、鹿児島県大隅半島のほぼ中央に位置し、主な流域内市町としては鹿屋市・肝付町・東串良町であり、特に鹿屋市、肝付町は市町村合併により、以前の約2倍の行政区域面積となっている。大隅半島の拠点都市である鹿屋市、肝付町、東串良町では、国道220号、269号等の基幹交通施設に加え、近年では東九州自動車道、大隅縦貫道等の広域高速交通網の整備が進んでおり交通の要衝となっている。流域内の産業は上流部の鹿屋市では第2、3次産業が主体であり、中・下流部一帯では鹿児島県下有数の穀倉地帯や畜産地帯があり甘藷や豚、牛の生産量は全国でも1、2位である等、大隅地域における社会・経済等の基盤を形成しており、ひとたび洪水氾濫が起これば、物流や産業活動の停止等により社会経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

#### 2) 地形・地質的特徴

上流部は高隈山地等標高1,000mを越える急峻な山地に囲まれ、山間部を抜けたところに鹿屋市をはじめとした流域内市町の中心市街地が広がり、中下流部は沖積平野が広がっている。上流部は河床勾配が1/100~1/320と急勾配であり、その下流の中下流部は1/1,080~1/2,750と緩勾配となっており、流域の約7割は火山噴出物であるシラスが分布している。

肝属川の堤防は堤防整備率約94%と上流の一部区間を除き概ね完成しているが、通常の土砂と比較して比重が軽く雨水や洪水流により極めて侵食されやすいシラスで築造されているため、堤防等の侵食及び洗掘被害が発生している。

#### 3) 過去の洪水被害

昭和13年(1938年)10月の台風においては、肝属川本川の中~上流部、支川始良川、高山川の各所で決壊、越水による氾濫が生じ、流域全体にわたって甚大な被害が発生した。流域内の被害は死者・行方不明259名、負傷者337名、流失及び全半壊家屋1,532戸、浸水家屋5,067戸に達している。

昭和51年(1976年)6月豪雨においては、肝属川本川の鹿屋市街地で、越水氾濫及び河岸崩壊により、死者4名、負傷者7名、流出及び全半壊家屋35戸、床上浸水家屋5戸、床下浸水家屋182戸の甚大な被害が発生した。

近年は、平成5年(1993年)、9年(1997年)、17年(2005年)に流入する支川等の氾濫による浸水被害が発生しているが、堤防決壊や越水等による甚大な被害が発生していないため、流域住民の防災意識の低下や、自主防災組織の活動の低下、及び防災担当者の大規模洪水による災害対応経験の不足等が懸念される。

そのようななか、平成27年(2015年)5月には肝属川の流域外ではあるが、同一半島内に位置する肝付町内之浦地区で、24時間雨量として555mmの豪雨を記録し、土砂崩れにより集落が一時孤立化する被害が発生する等、肝属川流域においても施設規模を越える降雨がいつ降ってもおかしくない状況である。

#### 4) 主な課題

以上のことから、本協議会では肝属川の地形・地質的特徴や過去の洪水被害を踏まえた主な課題を以下のとおり抽出した。

①肝属川流域においては、上流部に標高1,000mを越える急峻な山地があり、洪水流が各市町の市街部に一気に流れ込む地形となっていることから、河川水位の上昇が急激であり、初動の対応が重要である。このようななか、各市町の防災担当職員は市町村合併等で山間部から平地部までの広い範囲を担当し、土砂災害などの災害対応をあわせて行う等、多種多様な防災対応を行っている。

→近年、短時間豪雨により急激な水位上昇が頻発しているなか、限られた防災担当職員が迅速かつ確実に防災情報を共有し、適切な避難勧告・避難指示を発令できる体制づくりが必要である。

②過去昭和13年(1938年)、51年(1976年)の洪水では堤防からの越流氾濫や河岸崩壊が発生し、多くの死者や行方不明者が発生する等甚大な被害をもたらした。その後の河川改修等により、築堤・掘削・捷水路及び鹿屋市街部をバイパスする分水路等が整備されたことで、堤防の決壊や越水等による甚大な被害は発生しておらず、流域住民の防災意識の低下や、自主防災組織の活動の低下、及び防災担当者の大規模洪水に対する災害対応経験の不足等が懸念される。

→流域住民の防災意識の再構築や自主防災組織の活動支援等地域防災力の向上と啓発、及びそれを支援する防災担当者等の技術力の向上等が必要である。

③堤防は概ね完成しているが、南九州特有の土壌であり水の浸透に対し脆弱で侵食されやすいシラスで築造されているため、堤防等の侵食及び洗掘被害が発生している。

→侵食や洗掘に対し洪水を安全に流すための対策や迅速な避難と避難時間をかせぐための対策等に加え、確実な水防活動が重要である。

#### 4. 現状の取組状況及び課題

本協議会では、各構成機関における洪水時の情報発信に関する事項、地域住民の防災意識に関する事項、水防活動及びハード対策に関する事項について、現状の取組状況及び課題を抽出し、以下のとおり取りまとめた。

##### ①洪水時の情報発信に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項 目	現状（○）と課題（●）	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○各市町において、避難情報等を緊急速報メール、防災行政無線、水防団（消防団）車両等で住民に周知している。</p> <p>○鹿屋市では、避難情報等をコミュニティFMを活用したスマートフォン用アプリで住民に周知している。</p> <p>○大隅河川国道事務所と鹿児島地方気象台が共同で洪水予報等を発表している。</p> <p>○大隅河川国道事務所では基準水位観測所等の河川水位、カメラ画像をホームページやテレビのデータ放送で周知している。</p>	
	<p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞こえづらいおそれがある。</p> <p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入力するまでに至っていないおそれがある。</p> <p>●インターネットの整備を行っていない方や携帯電話を持っていない方に避難情報が伝わっていないおそれがある。</p> <p>●避難情報等の意味が住民に十分に伝わっていないおそれがある。</p>	A
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<p>○大隅河川国道事務所と鹿児島地方気象台は避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等について洪水予報を共同で発表している。</p> <p>○大隅河川国道事務所は災害発生のおそれがある場合は事務所長から各市町の首長に対して情報伝達（ホットライン）を実施している。</p>	
	<p>●水位情報等の防災情報の意味やその情報に対して必要な対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。</p>	B
関係機関職員の防災人員について	<p>○近年大規模な洪水被害が発生しておらず大規模な災害対応経験が少ない。</p> <p>○限られた防災担当職員で、広い行政区域を管理し、土砂災害等の災害対応もあわせて実施している。</p>	
	<p>●急激な水位上昇に対して迅速・適切な情報発信に十分な対応がとれないおそれがある。</p> <p>●大規模な洪水被害に対し、十分な対応ができないおそれがある。</p>	C

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項 目	現状（○）と課題（●）	
避難勧告等の発令	<p>○各市町と避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成している。</p> <p>○首長を対象としたトップセミナーを開催して河川水位と避難勧告等の発令のタイミングを確認している</p> <p>○各市町は、避難勧告等の発令基準を地域防災計画に記載している。</p> <p>○各市町は、近年洪水による避難勧告等を発令した実績が少ない。</p> <p>○大隅河川国道事務所と鹿児島地方気象台が共同で避難勧告等の発令の参考となる洪水予報の発表やホットラインを実施している。</p>	
	<p>●避難情報等の意味が住民に十分伝わっていないおそれがある。</p> <p>●洪水による避難勧告等の発令実績が少なく、空振りの避難勧告等が多発した場合に信憑性が薄れて避難率の低下が懸念される。</p> <p>●住民の確実な避難行動につながるような避難勧告等の発令になっているか検証が必要である。</p> <p>●適切な内容が反映されたタイムラインとなっているか、実洪水や訓練を踏まえた検証が必要である。</p>	D
ライブ映像の提供	<p>○大隅河川国道事務所では、ホームページで河川カメラの画像を提供している。</p> <p>○各市町に光ファイバーを利用して河川カメラの映像を提供している。</p> <p>○洪水の緊迫感を伝えるため、河川カメラの映像をNHKに提供している。</p>	
	<p>●河川カメラの映像において、民法放送局と映像提供に関する枠組みが整備されていない。</p>	E
肝属川における地形特性について	<p>○上流部に標高1,000mを超える急峻な山地があり河床勾配が急なため、河川の水位上昇が急激である。</p>	
	<p>●急激な水位上昇に対する、迅速・適切な情報収集・発信がとれないおそれがある。</p>	F



※現状：○ 課題：●（以下同様）

項 目	現状（○）と課題（●）	
避難場所・避難経路	<p>○各市町は、緊急避難所を指定し、ハザードマップに記載し配布を行っており、また一部の地区でマイハザードマップを作成し、避難経路の選定を行っている。</p> <p>○肝付町においては、一部の地区で地区防災計画を作成し、避難経路の検討を行っている。</p>	
	<p>●各市町の一部の避難所が施設計画規模の降雨による洪水浸水想定区域内にあり避難に支障をきたすおそれがある。</p> <p>●各市町では施設計画規模の降雨に対して、一部の地区でしか避難所までの避難経路の選定を行っていないため住民の安全かつ迅速な避難が確保出来ていないおそれがある。</p>	G
	<p>●各市町では想定し得る最大規模の降雨に対して、避難所と避難経路の再検討が必要である。</p>	



③水防活動及びハード対策に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項 目	現状（○）と課題（●）	
河川水位等に 係わる情報提 供	<p>○各市町は河川を管轄する水防団（消防団）に水位情報の提供を行っている。</p> <p>○大隅河川国道事務所では直轄河川における基準水位観測所の水位により「水防警報」を発令している。</p> <p>○大隅河川国道事務所では直轄河川における基準水位観測所等のカメラ画像をホームページで発信している。</p>	
	<p>●基準地点等の河川水位情報は提供しているが、洪水時に対してリスクの高い箇所等きめ細やかな情報が十分に伝わっておらず、共有されていないおそれがある。</p>	L
河川巡視につ いて	<p>○各市町は、水防警報の発令を基に水防団（消防団）へ連絡を行い巡視等を行っている。</p> <p>○大隅河川国道事務所と災害協定を締結している建設業者が出水時に巡視を行っている。</p> <p>○大隅河川国道事務所を実施する河川巡視等で堤防の変状等を発見した場合は、各市町に情報提供している。</p>	
	<p>●河川巡視等で得られた情報について、情報共有が十分に出来ていないおそれがある。</p>	M
水防団（消防 団）について	<p>○女性団員の確保等水防行動の後方支援を行い、組織の内容の充実を図っている。</p> <p>○水防団（消防団）員数が規定の人数に達していない分団がある。</p> <p>○高齢化が進んでいる分団がある。</p>	
	<p>●近年大きな災害を受けていないことから、災害時に迅速な水防工法が実施できないおそれがある。</p> <p>●規定の人数に達していない分団や高齢化が進んでいることから、水防団（消防団）の確保が困難になってきている。</p> <p>●水防団（消防団）だけでは対応しきれない状況が発生することが想定される。</p>	N
避難誘導體制	<p>○各市町とも事前に避難誘導が必要な方の把握を行い、水防団（消防団）等により避難誘導に努めている。</p>	
	<p>●近年大きな災害を受けていないため、災害時にスムーズな避難誘導が出来るか、懸念がある。</p> <p>●要配慮者等の避難支援や避難誘導體制が十分に機能していないおそれがある。</p>	O

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項 目	現状（○）と課題（●）	
水防資機材の整備状況	○土のう等の水防資材を水防倉庫に備蓄し、防災関係機関と情報共有している。 ○不足する資機材は業者と協定を締結し資材の提供を受ける体制を整えている。	
	●水防資機材において、各水防団（消防団）間や河川管理者との備蓄情報の共有が十分ではなく、適切な水防活動に懸念がある。	P
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○鹿屋市 串良総合支所及び肝付町役場は計画規模の降雨による浸水想定区域内にある。 ○大隅河川国道事務所や高山出張所は計画規模の降雨による浸水想定区域内にあるため、浸水対策を実施している。	
	●施設規模の降雨や想定し得る最大規模の降雨の浸水に対して浸水対策等が十分に検討されていない。	Q
排水施設、排水資機材の操作・運用	○各市町において、可搬式小型ポンプを浸水箇所に派遣し対応している。 ○大隅河川国道事務所では、配置計画に基づき排水ポンプ車を派遣し排水活動を支援している。	
	●現状の配置計画では、想定し得る最大規模の降雨を対象とした大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復に十分対応できないおそれがある。	R
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	○鹿児島県においては、「肝属川水系河川整備計画【甫木川 鹿児島県知事管理区間】」等に基づき、甫木川、塩入川で築堤及び河道掘削工事等を実施している。	
	○大隅河川国道事務所においては、「肝属川水系河川整備計画【国管理区間】」に基づき、河道掘削及びシラス堤対策工事等を実施している。	
	○中下流部は堤内地が浸水しやすいため、堤防天端は水防活動や災害対応の重要な進入路となっている。	
	○多くの河川管理施設（樋管等）があり定期的に点検・整備を行っている。	
	●本川上流部及び支川の一部で流下能力が不足している区間があり、洪水により氾濫が発生した場合は甚大な被害が発生するおそれがある。	S
●堤防の多くが流水の侵食等を受けやすいシラスで築造されており、堤防の質的な安全性が低く、堤防決壊等の甚大な被害が生じるおそれがある。	T	
●堤防天端幅が狭い箇所があり、円滑な水防活動に支障が生じるおそれがある。	U	
●昭和30年代～50年代にかけて施工された構造物が多く、老朽化が懸念される。	V	

## 5. 減災のための目標

肝属川流域においては、近年大規模な洪水被害をうけていないため、流域住民の防災意識の低下や、自主防災組織の活動の低下、及び防災担当者の大規模洪水による災害対応経験の不足等が懸念される。

一方で、肝属川の地形特性は上流部の標高1,000mを越えるような急峻な山地から、洪水流が各市町の市街部に一気に流れ込む地形となっていること、堤防は概ね完成しているもののシラスで築造されており、堤防等の侵食及び洗堀被害被害が発生していることから、ひとたび氾濫すれば甚大な被害が発生するおそれがある。

このため、地域住民の水防災意識の再構築を実施したうえで、水害に負けない強い大隅地域づくりを目指し、協議会の構成機関が連携して取り組む、「概ね5年間で達成すべき目標」を以下のとおりとした。

【概ね5年間で達成すべき目標】

**いつかくる大規模出水に備え、  
水害に負けない強い大隅地域づくりを目指す**

【上記目標達成に向けた3本柱の取組】

昭和13年（1938年）や昭和51年（1976年）洪水等、肝属川に甚大な被害を及ぼした洪水を越える大規模出水に備え、河川管理者が実施する河道掘削やシラス堤防強化対策等の洪水を安全に流すためのハード対策に加え、自主防災組織の活動等地域住民が自ら迅速かつ自主的に行動し、被害を最小限に抑えるために、協議会構成機関が連携し、地域住民と協働して水害に負けない強い大隅地域づくりを目指すため以下の取組を実施していく。

1. 地域住民が的確に避難行動を行えるように、迅速かつ的確でわかりやすい情報発信に関する取組
2. 地域住民の水防災に関する危機意識を再構築するための、水防災学習・教育や自主防災組織支援等に関する取組
3. 地域住民が安心して暮らせるよう、ハード対策や確実な水防活動が行える訓練及び情報共有等のソフト対策に関する取組

## 6. 概ね5年間で実施する取組

大規模な洪水による氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

### 1) ハード対策の主な取組

各構成機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

主な取組内容	課題 対応	目標時期	取組機関
<b>■洪水を安全に流すためのハード対策</b> ・ 流下能力対策（河道掘削等）  ・ 浸透対策（シラス堤防の質的強化）	<b>S</b>	引続き実施	鹿児島県 大隅河川国道
	<b>T</b>	引続き実施	大隅河川国道
<b>■危機管理型ハード対策</b> ・ 堤防川裏法尻の補強	<b>S</b>	H28年度から実施	大隅河川国道
<b>■避難、水防、緊急排水等復旧に資する基盤等の整備</b> ・ 地域住民の迅速な避難の目安となる川の警告灯の検討・設置  ・ 急激な水位上昇を把握するため、上流部に設置する水位計の検討・設置  ・ きめ細やかな河川情報を提供するためリスクの高い箇所への河川カメラもしくは簡易水位計等の検討・設置  ・ 適切な水防活動等を目的とした、堤防拡幅の検討・整備  ・ 緊急時に早急かつ的確な対応を行うため大規模災害を想定した排水ポンプ車の最適配置計画に基づく釜場の検討・設置	<b>F</b>	引続き実施	大隅河川国道
	<b>F</b>	H29年度から実施	大隅河川国道
	<b>L</b>	H29年度から実施 引続き実施	鹿児島県 大隅河川国道
	<b>U</b>	引続き実施	大隅河川国道
	<b>R</b>	H28年度から実施	大隅河川国道
<b>■施設の確実な機能確保</b> ・ 洪水時に適切な施設運用が出来るよう、河川管理施設の定期的な状態監視及び老朽化対策の実施  ・ 庁舎等の防災拠点施設の機能確保を図るための耐水化等の検討	<b>V</b>	引続き実施	大隅河川国道
	<b>Q</b>	H29年度から実施	鹿屋市 肝付町 大隅河川国道

## 2) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

### ①地域住民が的確に避難行動を行えるように、迅速かつ的確でわかりやすい情報発信に関する取組

地域住民が的確に避難行動を行えるように、防災情報の確実な伝達、適切なタイミングでの情報発信、視覚的にわかりやすい情報発信、浸水区域等のリスク情報の周知に関する情報発信を実施する。

主な取組内容	課題対応	目標時期	取組機関
<b>■ 防災情報の確実な伝達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難情報等を確実に届けるため戸別端末による防災行政無線の普及</li> <li>・ 避難情報等を確実に届けるためコミュニティFMを活用したラジオ放送及びプッシュ型スマートフォン用アプリの整備、普及</li> </ul>	<b>A</b>     <b>A</b>	引続き実施   引続き実施 H29年度から実施	鹿屋市   鹿屋市 肝付町
<b>■ 適切なタイミングでの情報発信</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確実な避難を促すための、避難勧告の発令に着目したタイムラインの検証・見直し</li> </ul>	<b>D</b>	H28年度から実施   H29年度から実施	鹿屋市 肝付町 東串良町 大隅河川国道 鹿児島気象台
<b>■ 視覚的にわかりやすい情報発信</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水の緊迫感を伝えるため、民放放送局と河川カメラのライブ映像提供協定の締結</li> <li>・ 簡易水位計や河川カメラによるきめ細やかな河川情報の提供</li> <li>・ 地域住民の迅速な避難の目安となる川の警告灯の検討</li> </ul>	<b>E</b>     <b>F</b> <b>L</b>   <b>F</b>	H28年度から実施   引続き実施   引続き実施	大隅河川国道   大隅河川国道   大隅河川国道





②地域住民の水防災に関する危機意識を再構築するための、水防災学習・教育や自主防災組織支援等に関する取組

地域住民の水防災に関する危機意識を再構築するために、河川協力団体と連携した水防災を意識する社会の醸成の支援、水防災学習・教育の実施、自主防災組織等への支援を実施する。

主な取組内容	課題 対応	目標時期	取組機関
<p>■水防災を意識する社会の醸成のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川協力団体と連携した住民目線での啓発活動の実施</li> <li>・教育機関等と連携した水防災学習・教育の実施</li> <li>・地域住民が安全に避難出来るよう、マイハザードマップ検討・作成の支援</li> <li>・地域住民が安全に避難出来るよう、地区防災計画の推進・支援</li> <li>・水防災をテーマとしたパネル展示等の啓発活動の実施</li> <li>・浸水実績をわかりやすく周知するために過去の洪水による浸水深を地域に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の実施・支援</li> </ul>	<p>A B D K</p> <p>A B D K</p> <p>G H</p> <p>G H</p> <p>K</p> <p>K</p>	<p>引続き実施</p> <p>H29年度から実施</p> <p>引続き実施</p> <p>引続き実施</p> <p>引続き実施</p> <p>H29年度から実施</p>	<p>全機関</p> <p>全機関</p> <p>鹿屋市 東串良町 大隅河川国道</p> <p>肝付町 大隅河川国道</p> <p>全機関</p> <p>鹿屋市 肝付町 東串良町 大隅河川国道</p>
<p>■自主防災組織等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織支援、水防災教育等の講師・アドバイザー育成のための講習会等の実施</li> <li>・災害時に迅速な避難が出来るよう、地域の防災リーダー育成や自主防災組織の育成・強化・支援</li> </ul>	<p>C J</p> <p>J</p>	<p>引続き実施</p> <p>引続き実施</p>	<p>鹿屋市 肝付町 東串良町 大隅河川国道</p> <p>全機関</p>

③地域住民が安心して暮らせるよう、ハード対策や確実な水防活動が行える訓練等のソフト対策に関する取組

地域住民が安心して暮らせるソフト対策として、防災担当職員の防災技術力向上や流域内の関係機関の連携強化を目的とした防災訓練等の実施、確実な水防活動への支援を実施する。

なお、ハード対策については、6. 1) 記載のとおりとする。

主な取組内容	課題対応	目標時期	取組機関
<b>■関係機関及び地域住民と実施する訓練等</b> ・ 防災担当職員の防災技術力向上と流域内の関係機関の連携強化を目的とした防災訓練や勉強会の実施  ・ 水防技術伝承のための水防団（消防団）員の防災訓練等の実施  ・ 災害時に迅速な避難誘導が出来るよう、関係機関と自主防災組織等が連携した要配慮者等の避難訓練の実施  ・ 浸水想定区域内にある病院や地元企業に対して、被害が最小となるための自主防災力向上のための支援	<b>C</b>	H28年度から実施	全機関
	<b>N</b>	引続き実施	鹿屋市 肝付町 東串良町 大隅河川国道
	<b>O</b>	引続き実施	鹿屋市 肝付町 東串良町 大隅河川国道
	<b>Q</b>	H29年度から実施	鹿屋市 肝付町 東串良町 大隅河川国道
<b>■確実な水防活動への支援</b> ・ 適切な水防団（消防団）人員の確保  ・ 水防協力協定等企業（地元建設業等）と連携した水防活動の実施	<b>N</b>	引続き実施 H29年度から実施 引続き実施	鹿屋市 肝付町 東串良町
	<b>N</b>	引続き実施	鹿屋市 肝付町 東串良町

主な取組内容	課題 対応	目標時期	取組機関
<p>■ 確実な水防活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な水防活動等を行うための、保有水防資 材の定期的な点検確認と情報共有</li>   <li>・ 堤防の変状等河川巡視結果をリアルタイム で共有するためのシステム検討</li>   <li>・ 大規模浸水被害発生時に水防活動等の拠点と なる施設の検討</li> </ul>	<p><b>P</b></p> <p><b>M</b></p> <p><b>P</b></p>	<p>引続き実施</p> <p>引続き実施</p> <p>H29 年度から実施</p>	<p>鹿屋市 肝付町 東串良町 鹿児島県 大隅河川国道</p> <p>鹿屋市 肝付町 東串良町 大隅河川国道</p> <p>鹿屋市 肝付町 東串良町 大隅河川国道</p>
<p>■ 大規模災害時における排水施設の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時に早急かつ的確な対応を行うため大規 模災害を想定した排水ポンプ車の最適配置計 画の検討</li> </ul>	<p><b>R</b></p>	<p>H28 年度から実施</p>	<p>鹿屋市 肝付町 東串良町 大隅河川国道</p>

## 7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画書や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図り、継続的なフォローアップを行うこととする。

参考 表-1 現状の水害リスク情報や取り組み状況の共有

①洪水時の情報発信に関する事項

項目	国	鹿児島地方気象台	鹿児島県	鹿屋市	肝付町	東串良町	現状と課題		
住民等への情報伝達の体制や方法		・気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達している。	・「鹿児島県河川砂防情報システム」により雨量・河川水位・ダム諸量、河川状況映像等の情報を提供を行っている。(肝属川水系では雨量局のみ) ・スマートフォンに対しても、きめ細かな防災情報についてH27年4月から提供開始。	・避難情報等について、①携帯会社のエリアメール、②防災行政無線及び戸別受信機(概ねの世帯)、③水防団(消防団)車両、④市HPを通じて情報提供を行っている。 ・また、コミュニティFM(河川協力団体)を活用したスマートフォン用アプリでも情報提供を行っている。	・避難情報等について、①携帯会社のエリアメール、②防災行政無線及び戸別受信機(全世帯)、③水防団(消防団)車両、④市HPを通じて情報提供を行っている。	・避難情報等について、①携帯会社のエリアメール、②防災行政無線及び戸別受信機(全世帯)、③水防団(消防団)車両を通じて情報提供を行っている。	○各市町において、避難情報等を緊急速報メール、防災行政無線、水防団(消防団)車両等で住民に周知している。 ○鹿屋市では、避難情報等をコミュニティFMを活用したスマートフォンアプリで住民に周知している。 ○大隅河川国道事務所と鹿児島地方気象台が共同で洪水予報等を発表している。 ○大隅河川国道事務所では基準水位観測所等の河川水位、カメラ画像をホームページやテレビのデータ放送で周知している。	●大雨・暴風により防災行政無線が聞こえづらいおそれがある。 ●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報入手するまでに至っていないおそれがある。 ●インターネットの整備を行っていない方や携帯電話を持っていない方に避難情報が伝わっていないおそれがある。 ●避難情報等の意味が住民に十分に伝わっていないおそれがある。	A
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング		・洪水予報指定河川においては、避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を気象台と共同で実施している。 ・水位周知河川においては、避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の水位周知を実施している。 ・災害発生のおそれがある場合は、事務所長から各市町に情報伝達(ホットライン)をしている。	・河川管理者と合同で洪水予報を発表している。 ・警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、最大雨量等の予測値を記述)	・河川管理者と気象台が合同で洪水予報を発表しており、自治体、警察、消防等関係機関への連絡を行い住民への周知を行っている。(肝属川水系は該当河川なし)			○大隅河川国道事務所と鹿児島地方気象台は避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等について洪水予報を共同で発表している。 ○大隅河川国道事務所は災害発生のおそれがある場合は事務所長から各市町の首長に対して情報伝達(ホットライン)を実施している。	●水位情報等の防災情報の意味やその情報に対して必要な対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	B
関係機関職員の防災人員について		・限られた職員で防災業務に従事する必要がある。	・限られた職員で防災業務に従事する必要がある。	・限られた職員で防災業務に従事する必要がある。	・少ない防災担当職員で、市町村合併に伴う広い地域を管理する必要がある。 ・少ない防災担当職員で土砂災害等の災害対応を実施する必要がある。	・少ない防災担当職員で、広い地域を管理する必要がある。 ・少ない防災担当職員で土砂災害等の災害対応を実施する必要がある。	○近年大規模な洪水被害が発生しており大規模な水害対応経験が少ない。 ○限られた防災担当職員で、広い行政区域を管理し、土砂災害等の災害対応もあわせて実施している。	●急激な水位上昇に対して迅速・適切な情報発信に十分な対応がとれないおそれがある。 ●大規模な洪水被害に対し、十分な対応ができていないおそれがある。	C
避難勧告等の発令		・各市町と避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。	・河川管理者と合同で洪水予報を発表している。 ・警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、最大雨量等の予測値を記述)	・地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記しているが、対象地域は明記していない。 ・近年は洪水による避難勧告を発令した回数が多い。 ・避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成している。	・地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記しているが、対象地域は明記していない。 ・近年は洪水による避難勧告を発令した回数が多い。 ・避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記しており、対象地域も明記している。 ・近年は洪水による避難勧告を発令した回数が多い。 ・避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成している。	○各市町と避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成している。 ○首長を対象としたトップセミナーを開催して河川水位と避難勧告等の発令のタイミングを確認している。 ○各市町は、避難勧告等の発令基準を地域防災計画に記載している。 ○各市町は、近年洪水による避難勧告等を発令した実績が少ない。 ○大隅河川国道事務所と鹿児島地方気象台が共同で避難勧告等の発令の参考となる洪水予報の発表やホットラインを実施している。	●避難情報等の意味が住民に十分伝わっていないおそれがある。 ●洪水による避難勧告等の発令実績が少なく、空振り避難勧告等が多発した場合に信憑性が薄れて避難率の低下が懸念される。 ●住民の確実な避難行動につながるような避難勧告等の発令になっているか検証が必要である。 ●適切な内容が反映されたタイムラインとなっているか、実洪水や訓練を踏まえた検証が必要である。	D
ライブ映像の提供		・ホームページで河川カメラの静止画像を提供している。 ・各市町に光ファイバーを利用して河川カメラの動画を提供している。 ・NHKに河川カメラの動画を提供している。					○大隅河川国道事務所では、ホームページで河川カメラの画像を提供している。 ○各市町に光ファイバーを利用して河川カメラの映像を提供している。 ○洪水の緊迫感を伝えるため、河川カメラの映像をNHKに提供している。	●河川カメラの映像において、民法放送局と映像提供に関する枠組みが整備されていない。	E
肝属川における地形特性について							○上流部に標高1,000mを超える急峻な山地があり河床勾配が急なため、河川の水位上昇が急激である。	●急激な水位上昇に対する、迅速・適切な情報収集・発信がとれないおそれがある。	F

①洪水時の情報発信に関する事項

項目	国	鹿児島地方気象台	鹿児島県	鹿屋市	肝付町	東串良町	現状と課題		
避難場所・避難経路			<ul style="list-style-type: none"> <li>県の洪水予報河川等については浸水想定区域、基準水位観測所の水位設定の見直しを行っている。また、自治体のハザードマップ作成を支援している。(肝属川水系は該当河川なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急避難場所・避難所を指定しており、施設計画規模の洪水に対する防災マップ等により周知している。</li> <li>施設計画規模の洪水に対する浸水想定区域内に一部の避難所がある。</li> <li>一部の地区でマイハザードマップを作成し、住民の避難所までの避難道路の検討を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急避難場所・避難所は指定しており、施設計画規模の洪水に対する防災マップにより周知している。</li> <li>施設計画規模の洪水に対する浸水想定区域内に一部の避難所がある。</li> <li>一部の地区でマイハザードマップを作成し、住民の避難所までの避難経路の検討を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急避難場所・避難所は指定しており、施設計画規模の洪水に対する防災マップにより周知している。</li> <li>施設計画規模の洪水に対する浸水想定区域内に一部の避難所がある。</li> <li>一部の地区でマイハザードマップを作成し、住民の避難所までの避難道路の検討を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町は、緊急避難所を指定し、ハザードマップに記載しマップの配布を行っている。また一部の地区でマイハザードマップを作成し、避難経路の選定を行っている。</li> <li>肝付町においては、一部の地区で地区防災計画を作成し、避難経路の検討を行っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町の一部の避難所が施設計画規模の降雨による洪水浸水想定区域内にあり避難に支障をきたすおそれがある。</li> <li>各市町では施設計画規模の降雨に対して、一部の地区でしか避難所までの避難経路の選定を行っていないため住民の安全かつ迅速な避難が確保出来ていないおそれがある。</li> </ul>	G
							<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町では想定し得る最大規模の降雨に対して、避難所と避難経路の再検討が必要である。</li> </ul>	H	

②地域住民の防災意識に関する事項

項目	国	鹿児島地方気象台	鹿児島県	鹿屋市	肝付町	東串良町	現状と課題		
想定される浸水リスクの周知				<ul style="list-style-type: none"> <li>施設計画規模の降雨を対象としたハザードマップを作成し、市ホームページで周知している。</li> <li>想定し得る最大規模の降雨を対象としたハザードマップを作成していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設計画規模の降雨を対象としたハザードマップを作成し、町ホームページで周知している。</li> <li>想定し得る最大規模の降雨を対象としたハザードマップを作成していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設計画規模の降雨を対象としたハザードマップを作成し、町ホームページで周知している。</li> <li>想定し得る最大規模の降雨を対象としたハザードマップを作成していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町は、計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップの作成、配布を行っている。</li> <li>大隅河川国道事務所では、肝属川における計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図をホームページ等で公表している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図が未公表である。</li> <li>各市町は、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップとなっていない。</li> </ul>	I
自主防災組織について				<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての地区で自主防災組織が組織されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約9割の地区で自主防災組織が組織されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約7割の地区で自主防災組織が組織されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町では、約7割以上で自主防災組織が組織されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織が組織されていない地区がある。</li> <li>自主防災組織が組織されているが、近年大きな災害を受けていないため、活動も低下し、災害時に正しく機能しないおそれがある。</li> <li>自主防災組織を支えるバックアップ体制が十分に機能していないおそれがある。</li> </ul>	J
地域住民の危機意識について				<ul style="list-style-type: none"> <li>近年大規模な洪水被害をうけていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年大規模な洪水被害をうけていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年大規模な洪水被害をうけていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年大規模な洪水被害をうけていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に対するリスクの共有、周知が十分なされていないおそれがある。</li> <li>近年大きな災害をうけていないため、住民の防災意識が低く、自らのリスクを察知せず、避難行動をとらないおそれがある。</li> <li>災害経験者の高齢化により、水害の歴史や防災技術の伝承ができず、地域の防災力の低下が懸念される。</li> </ul>	K

③水防活動及びハード対策に関する事項

項目	国	鹿児島地方气象台	鹿児島県	鹿児島市	肝付町	東串良町	現状と課題		
河川水位等に 係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。</li> <li>災害発生のおそれがある場合は、事務所長から各市町に情報伝達(ホットライン)を行っている。</li> <li>河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿児島県河川砂防情報システムにより雨量、水位等の情報についてリアルタイムにて提供。(肝属川水系では雨量局のみ)</li> <li>スマートフォンに対しても、きめ細かな防災情報についてH27年4月から提供開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川水位の上昇が予想される場合は市内河川に設置された水位観測地点を関係機関と連携し、観測サイトにて情報収集をする。</li> <li>河川を管轄する水防団(消防団)については、市と団本部が連絡を取り情報提供を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川水位の上昇が予想される場合は市内河川に設置された水位観測地点を関係機関と連携し、観測サイトにて情報収集をする。</li> <li>河川を管轄する水防団(消防団)については、町と各水防団(消防団)が連絡を取り情報提供を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川水位の上昇が予想される場合は市内河川に設置された水位観測地点を関係機関と連携し、観測サイトにて情報収集をする。</li> <li>河川を管轄する水防団(消防団)については、町と各水防団(消防団)が連絡を取り情報提供を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇各市町は河川を管轄する水防団(消防団)に水位情報の提供を行っている。</li> <li>〇大隅河川国道事務所では直轄河川における基準水位観測所の水位により「水防警報」を発令している。</li> <li>〇大隅河川国道事務所では直轄河川における基準水位観測所等のカメラ画像をホームページで発信している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基準地点等の河川水位情報は提供しているが、洪水時に対してリスクの高い箇所等きめ細やかな情報が十分に伝わっておらず、共有されていないおそれがある。</li> </ul>	L
河川巡視について	<ul style="list-style-type: none"> <li>出水期前に、自治体、水防団(消防団)等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。</li> <li>出水時には、災害協定業者による河川巡視を実施。</li> <li>河川巡視等で堤防の表上を発見した場合は、事務所長から各市町に情報伝達(ホットライン)をしている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>肝属川の指定区間については、肝属川本川や埴川、埴入川等左右岸約80kmの築堤部等を2回堤防点検を行うこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防団(消防団)のうち、河川を管轄する分団は出勤指令を受けて巡視、詰所待機を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時は毎年行われている肝属川重要水防箇所合同巡視に参加している。</li> <li>出水時は各水防団員の受持ち水門等の周辺については目視による巡視を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各水防団の受け持ち区間があり、出勤命令を受けて巡視を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇各市町は、水防警報の発令を基に水防団(消防団)へ連絡を行い巡視等を行っている。</li> <li>〇大隅河川国道事務所と災害協定を締結している建設業者が出水時に巡視を行っている。</li> <li>〇大隅河川国道事務所等実施する河川巡視等で堤防の変状等を見出した場合は、各市町に情報提供している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川巡視等で得られた情報について、情報共有が十分に出来ていないおそれがある。</li> </ul>	M
水防団(消防団)について				<ul style="list-style-type: none"> <li>女性団員の確保等水防行動の後方支援を行っている。</li> <li>高齢化が進んでいる分団がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防団(消防団)員数が規定の人数に達していない分団がある。</li> <li>高齢化が進んでいる分団がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性団員の確保等水防行動の後方支援を行っている。</li> <li>水防団(消防団)員数が規定の人数に達していない分団がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇女性団員の確保等水防行動の後方支援を行い、組織の内容の充実を図っている。</li> <li>〇水防団(消防団)員数が規定の人数に達していない分団がある。</li> <li>〇高齢化が進んでいる分団がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近年大きな災害を受けていないことから、災害時に迅速な水防工法が実施できないおそれがある。</li> <li>●規定の人数に達していない分団や高齢化が進んでいることから、水防団(消防団)の確保が困難になってきている。</li> <li>●水防団(消防団)だけでは対応しきれない状況が発生することが想定される。</li> </ul>	N
避難誘導体制				<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に避難誘導が必要な方の把握を行い、水防団(消防団)により避難誘導に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に避難誘導が必要な方の把握を行い、各地区毎に誘導責任者を定めて、水防団(消防団)と連携して避難誘導に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に避難誘導が必要な方の把握を行い、職員・水防団(消防団)・自主防災組織が連携し、避難誘導に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇各市町とも事前に避難誘導が必要な方の把握を行い、水防団(消防団)等により避難誘導に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近年大きな災害を受けていないため、災害時にスムーズな避難誘導が出来るか、懸念がある。</li> <li>●要配慮者等の避難支援や避難誘導体制が十分に機能していないおそれがある。</li> </ul>	O
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所、出張所、水防倉庫、防災ステーションや堤防測帯等の水防資機材を備蓄している。</li> <li>合同巡視等で防災担当者等と備蓄状況を確認している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>大隅地域振興局庁舎に土嚢や杭木等水防資機材を備蓄している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区毎に水防倉庫を設置し、資機材を確保している。</li> <li>年1回資機材の確認を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区毎に水防倉庫を設置し、資機材を確保している。</li> <li>年1回資機材の確認を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各消防団詰所に水防倉庫を設置し、資機材を確保している。</li> <li>年1回資機材の確認を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇土のう等の水防資材を水防倉庫に備蓄し、防災関係機関と情報共有している。</li> <li>〇不足する資機材は業者と協定を締結し資材の提供を受ける体制を整えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水防資機材において、各水防団(消防団)間や河川管理者との備蓄情報の共有が十分ではなく、適切な水防活動に懸念がある。</li> </ul>	P
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>大隅河川国道事務所・高山出張所は施設計画規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図において、浸水が想定される区域内に位置している。</li> <li>浸水対策として、大隅河川国道事務所は、防水版を整備済みである。高山出張所は執務室が2Fのため業務への影響はない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>大隅地域振興局は、施設計画規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図では、浸水対象区域外である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿児島市庁舎及び吾平総合支所は施設計画規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図では、浸水対象外である。</li> <li>鹿児島市串良総合支所が施設計画規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図において、浸水が想定される区域内に位置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎が施設計画規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図において、浸水が想定される区域内に位置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設計画規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図では、浸水対象外である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇鹿児島市串良総合支所及び肝付町役場は計画規模の降雨による浸水想定区域内にある。</li> <li>〇大隅河川国道事務所や高山出張所は計画規模の降雨による浸水想定区域内にあるため、浸水対策を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設規模の降雨や想定し得る最大規模の降雨の浸水に対して浸水対策等が十分に検討されていない。</li> </ul>	Q
排水施設、排水資機材の操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時、国より排水ポンプ車を派遣し、排水活動を支援している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水が予想される地区に、事前に排水ポンプを設置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H28にエンジンポンプ(φ150)を1基購入予定。今後は必要に応じて順次整備予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水が予想される地区に、事前に排水ポンプを設置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇各市町において、可搬式小型ポンプを浸水箇所に派遣し対応している。</li> <li>〇大隅河川国道事務所では、配置計画に基づき排水ポンプ車を派遣し排水活動を支援している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現状の配置計画では、想定し得る最大規模の降雨を対象とした大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復に十分対応できないおそれがある。</li> </ul>	R
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>「肝属川水系河川整備計画【国管理区間】」に基づき、河道掘削及びシラス堤対策工事等を実施している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「肝属川水系河川整備計画【南木川 鹿児島県知事管理区間】」に基づき、南木川、埴入川において築堤及び河道掘削工事等を実施している。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>〇鹿児島県においては、「肝属川水系河川整備計画【南木川 鹿児島県知事管理区間】」等に基づき、南木川、埴入川で築堤及び河道掘削工事等を実施している。</li> <li>〇大隅河川国道事務所においては、「肝属川水系河川整備計画【国管理区間】」に基づき、河道掘削及びシラス堤対策工事等を実施している。</li> <li>〇中下流部は堤内が浸水しやすいため、堤防天端は水防活動や災害対応の重要な進入路となっている。</li> <li>〇多くの河川管理施設(樋管等)があり定期的な点検・整備を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本川上流部及び支川の一部で流下能力が不足している区間があり、洪水により氾濫が発生した場合は甚大な被害が発生するおそれがある。</li> <li>●堤防の多くが流水の侵食等を受けやすいシラスで築造されており、堤防の質的な安全性が低く、堤防決壊等の甚大な被害が生じるおそれがある。</li> <li>●堤防天端幅が狭い箇所があり、円滑な水防活動に支障が生じるおそれがある。</li> <li>●昭和30年代～50年代にかけて施工された構造物が多く、老朽化が懸念される。</li> </ul>	S
									T
									U
									V